宮城県漁業調整規則

(昭和四十一年十月二十五日宮城県規則第七十三号)

改正

平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平阳阳阳阳阳阳 成成成成成成成成成成成成成成成成和和和和和和 一 二 月 二 月 二 月 二 四 日 二 八 月 二 八 月 二 八 月 二 八 月 二 八 月 二 八 月 二 八 1 三月三一 一二月二八1 六月一一日六月二八日四月二四日五月二五日四月三○日 八月月三一 七三二二十三月月月月月 月二七 月 三〇 八五 兀 日 日日 日日日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 ·規則第 ·規則第 規則 規 規 規 規規 則 則則 則則則 第 第 第 第 第第第 二九 五.

宮城県漁業調整規則

目次

第一 章 総則 第一 条—第六条)

第二章 漁業の許 可 (第七条—第三十三条)

第三章 水産資源の保護培養及び漁業の取締り等 (第三十四条—第五十九条)

第四章 罰 則 (第六十条—第六十三条)

附 則

第 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、 漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十五条及び水産資源保護法 (昭和二十六年法律第三百十三号) 第四

面における漁業取締りその他漁業調整及び水産資源の保護培養に関し必要な事項を定めるとともに、これ

らの法律の実施に関 L 必要な事項を定めるものとする。

条の規定に基づき、

県の地先海

(適用範囲

第二条

この規則は、

漁業法第八十四条第一項に規定する海面に適用する。

(県内に住所を有しない者の申請又は届出)

第三条 合には、その住所の所在する都道府県の知事の副申書を添付しなければならない。 県内に住所を有しない者は、 第七条第二号イからハまで、 ホ及びトに規定する漁業に関し 知事に申 請 Ļ 又は届け出ようとする場

(平一二規則一二二・全改、 平一四規則五・平二〇規則五八・一部改正)

(代表者の届 出

第四条 漁業法第五条第一 項の規定による代表者の 届出は、 様式第一 号によるものとする。

(漁業権等に関する申請書の様式)

第五条 漁業権又は入漁権に関する次の各号に掲げる申請書の様式は、 それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

漁業法第八条第六項の規定による認可の 申 請書

様式第二号

漁業法第八条第七項の規定による認可 \mathcal{O} 申 請 書

様式第三号

漁業法第十条の規定による免許 0 申 請

三

兀

Ŧī.

様式第四号

漁業法第二十二条第一 項の規定による免許の 申 -請書

様式第五号

様式第六号

漁業法第二十六条第一 項ただし書の 規定による認可 o) 申請書

(昭六三規則三一・平一三規則七六・一部改正)

(小型機船底びき網漁業の地方名 称

第六条 小 型機 船 底 び き網漁業 取 締 規則 (昭和二十七年農林省令第六号) 第 条第 項各号に掲げる小型機船底びき網漁業で次の 表 0 上

に掲げるもの 0 地方名称は、 それぞれ同表下欄に掲げるものとする。

その他の小型機船底びき網漁業	手繰第三種漁業	手繰第一種漁業	小型機船底びき網漁業の種類
板びき網漁業	貝けた漁業、なまこびき漁業、	かけまわし漁業、てぐり漁業	地方
	えびひき漁業		名
			称

漁業の許可

(漁業の許可)

第七条 ればならない。 イからトまでに規定するものにあっては当該漁業ごと及び船舶ごとに、 次の各号に規定する漁業を営もうとする者は、 ただし、 第一 号、 第二号ホ及びヌに規定する漁業にあっては、 漁業法第六十五条第一項及び水産資源保護法第四条第一項の規定に基づき、 その他の漁業にあっては当該漁業ごとに、 漁業法第八条第 項 の規定により、 当該 知事の許可を受けなけ 漁業を営む権利を 第二号

有する漁業協同 組 合 Iの組 合員が当該漁業協同組合の有する漁業権又は入漁権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。

- 一 次に掲げる水産動植物の採捕を目的として営む漁業
- あわび **(**潜 水器 漁業 の許可を受けて、 潜水器によりあわびの採捕を目的として営む場合を除く。 以下 「あ わび漁業」という。)
- うに(潜水器漁業の許可を受けて、 潜水器によりうにの採捕を目的として営む場合を除く。 以下「うに漁業」という。)
- 一 次に掲げる漁業の方法により営む漁業
- イ すくい網(以下「すくい網漁業」という。)
- 口 いかつり (総トン数五ト ン以上三十トン未満の動力漁船を使用するものに限る。 以 下 「い か つり漁業」という。)
- 火光利用敷網 (さんまを目的としたものを除く。 以下「火光利用敷網漁業」という。)
- めぬけさし網 (リに掲げる漁業の方法を除く。 以下「めぬけさし網漁業」という。)
- ホ か 固定式さし網 ニ及びリに掲げる漁業の方法を除く。 (金華山山頂上を通る緯線以南の宮城県沖合海面及び金華山山頂上を通る緯線以北の石巻湾で操業するものに 第五十七条を除き、 以下「固定式さし網漁業」という。) 限 ŋ
- / 機船船びき網(以下「機船船びき網漁業」という。)
- ト いるか突棒(以下「いるか突棒漁業」という。)
- チ 小型まき網 (総トン数五トン未満の船舶を使用するものに限る。 以 下 「小型まき網漁業」という。)
- リ 三枚網(以下「三枚網漁業」という。)
- ヌ 小型定置(す建を含む。以下「小型定置漁業」という。)
- 地びき網(以下「地びき網漁業」という。)

ヲ

ル

潜水器 (簡易潜水器を使用するものを含む。 第五十八条を除き、 以 下 「潜水器漁業」という。)

(昭六三規則三一・平五規則一三・平一一規則七九・平一四規則五・平二○規則五八・一部改正

(許可の申請)

法第六十六条第一項の規定による漁業及び前条第二号イからトまでに規定する漁業 つては当該漁業ごと及び船舶ごとに、 漁業法第六十六条第一 項の規定及び前条の規定による漁業の許可 その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、 (以下単に「漁業の許可」という。) を受けようとする者は、 様式第七号による申請書を知事に提出しなければならな (以下「船舶ごとに許可を要する漁業」という。) にあ

2 なけ 第二十五条の規定により定数が定められた漁業 ればならない。 ただし、 第二十二条第一 項、 第二十七条及び第二十八条第一項の規定により許 (以下単に 「定数漁業」という。)に係る前 項 \hat{O} 許 可 可 0 0 申 申 請 請 をする場合は は、 知 事 が 定定め この る期 限りでな 間 中にし

V

- 3 知事は、前項の期間を定めたときは、これを公示する。
- 4 及び 承 を承継させるものに限る。)をしたときは、その相続人(相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の 継すべき者を定めたときは、その者)、当該合併後存続する法人若しくは当該合併によつて成立した法人又は当 前 義務 項 0 の全部 公 示に係 で承継 る許 L 可 た法人は、 0) 申請 をした者が当該申請をした後死亡し、 当該 ぬ漁業の 許 ::可の申請をした者の地位を承継する。 合併により解散 Ļ 又は分割 (当該申請に係る権 該 分割によつて当該 利及び義務 地 0 %権利 位 全 部
- 5 前 項 0) 規 定により 許 可 0) 申 -請をし た者の 地位を承継した者は、 承継の日から二月以内にその旨 を 知事 に 届 け 出 なけ れ ば なら
- 知 事 は 第一 項 0 申 請 書 0 ほ か、 許可 をするかどうか .. の 判断に . 関し必要と認める書 類 0 提 出 を 命ずることが あ る。

平一一規則七九・平一三規則七六・平一四規則五・平二〇規則五八・一部改正)

(許可の有効期間)

(昭六三規則三一・

6

第九条 漁業の 許 可 0 有 効 期 間 は、 三年とする。 ただし、 第二十七条又は第二十八条第 項 の規 定によ つて 許 可 した場合は 従 前 0 許 可 0 残

存期間とする。

- 2 前 項 0 有 効期 間 は、 同 0 定数 漁業については同 0 期日に満了するよう定めるものとする。
- 3 を定めることがある。 知 事 は、 漁業調整 又 は 水 産 資 源 0) 保護培 養のため 必要な限度において海区漁業調整委員会の意見を聞 V て、 第一 項 の期 間 より 短 期 間

(許可証の交付)

第十条 知事は、 漁業の 許 可をしたときは、 その申請者に様式第八号による許可証を交付する。

(昭六三規則三一・一部改正)

(許可証の携帯義務)

第十一条 漁業の 許 可を受けた者 は、 当 該 許可に係る漁業を操業するときは、 前条の 許 미 証を自ら携帯 Ĺ 又は操業責任者に携帯させなけ

ればならない。

2

可 証 の書換申 請その 他 0 事 由 により 許可証を行政庁に提出中である者が当該許可に係る漁業を操業するときは、 前 項 Ô 規定に カン カゝ わ

らず、 知 事 が そ 0) 記 載 内 容 が 許 可 証 0 記 載 内 容と同一であ ŋ, カコ つ、 当該許 可証を行 政庁に提 出中である旨を証 明し た許 可 証 0) 写 しを自

3 前 項 の場 合に お て、 許 可 証 0 交 付又 は還 付を受けた者は、 遅滞なく同項に規定 する 許 可 証 の写 L を 知事 に 返 納 L な け れ ば な 5 な

(平一二規則一二二・一部改正)

ら携帯

又は操業責任

者

に

携

帯させ

なけ

ればならない。

(許可証の譲渡等の禁止)

第十二条 漁業の許可を受けた者 は 許 可 証 又 は 前 条第一 項 \hat{O} 規定による許可 証 0 写 しを 他 人に 譲 渡 Ĺ 又は 貸与 して は なら

(許可番号の表示)

第十三条 小 型機 船 底 び き網 漁業の 許 可 を受けた者は、 船 舶 \mathcal{O} 外 部 (T) 両 げ W 側 の中央部 又は 船 橋 0) 両 側 に 様 式 第九号による許可番号を表示

しなければ当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

2 小 型機 船 底 び き網 漁業 0) 許可を受け た者 は 当 該 許可 が っその 効力を失い、 又は取 ŋ 消 され た場合に は、 す ん や か に、 前 項 0) 規 定 に ょ ŋ

した表示を消さなければならない。

(昭六三規則三一・一部改正)

(許可等の制限又は条件)

第十四 条 知 事 は、 漁業調整又は 水産 資 源 0 保 護培 養 0 ため 必要があるときは、 漁業の許 可 又は 起 業の認 可 をするにあ たり、 当 該 許 可 文は

起業の認可に制限又は条件を付けることがある。

(許可の内容に違反する操業の禁止)

第十五条 漁業種 法等に より 類 漁業 操 区 業 分したものをい 0) 区 許可を受けた者は、 域 及び操業期間 う。 以下 をい 漁業 、 う。 同じ。)、 0 許可 以下同じ。) 船 *(*) 舶の 内 容 総 に違反して当該漁業を営んではならない。 トン (船舶ごとに許可を要する漁業にあつては、 数、 推 進 機 関 \mathcal{O} 馬 力 数、 操業区 域及び操業期間を、 漁 業 種 類 **当** その他の漁業にあつては、 一該漁業を魚 種 漁具、 漁

(許可の内容の変更の許可)

第十六条 書を提出し 漁業 て、 0 知 許 事 可 \mathcal{O} 又 許 は 起業 可 を受けなけ 0) 認 可 を受けた者が、 れば な 5 ない 漁 業の 許 可 `又は起業の 認可の 内容を変更しようとするときは、 様 式第十号による申

2 第八条第六項の規定は、前項の場合について準用する。

(昭六三規則三一・一部改正)

(許可証の書換交付の申請)

第十七条 すみやかに 漁業の許可を受けた者は、 (船舶の総トン数又は推進機関 許可証の の馬力数の変更に係るものにあつては、 記載事項 (漁業種類、 操業区域及び操業期間に係るものを除く。)に変更を生じたときは、 その工事が終つたとき、 又は機関換装の終つたとき)

様式第十一号による申請書を提出し て、 知 事に 許可 証の書換交付を申請しなければならない。

(昭六三規則三一・一部改正)

(許可証の再交付の申請)

第十八条 漁業の許可を受けた者は、 許可証を亡失し、 又はき損したときは、 すみやかに、 その理· 由を付 して知事に許 可 証 の再交付を申

しなければならない。

(許可証の書換交付及び再交付)

第十九条 知事は、 次の各号に掲げる場合には、 遅滞なく許可証を書き換えて交付し、 又は再交付する。

第十六条の許 可 船 舶 加の総ト ン数又は推進 逆機関の 馬力数の変更に係る許可を除く。)をしたとき。

第十七条の規定による書換交付又は前条の規定による再交付の申請があつたとき、

三 第二十九条第二項の規定による届出があつたとき。

兀 第三十二条第一項の規定により漁業の許可につき、 その内容を変更し、 又は制限若しくは条件を付けたとき。

(許可証の返納)

第二十条 漁業の許可を受けた者は、 当該許可がその効力を失い、 又は取り消された場合には、 すみやかにその許可 証 を知事に 返 一納し なけ

ればならない。 前 条の規定により 許可 証の書換交付又は再交付を受けた場合における従前 の許 可 証 に 0 いてもまた同様とする。

2 前 の場合において、 許可証 を返納することができないときは、 理由を付してその旨を知事に届 け 出 「な け れ ばならない。

3 漁業の許可を受けた者が死亡し、 又は解散したときは、 その相続人、 合併後存続する法人、 合併によつて成立した法人又は清算人が、

(平一三規則七六・一部改正)

前

|項に定める返納

又は

届

出の

手続をし

なければならない

(起業の認可)

第二十一条 漁業の許可を受けようとする者で現に船舶又は主な漁具を使用する権利を有しないも 0) は、 船 舶 0 建造に着手する前又は

船舶

る漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、 若しくは漁具を譲り受け、 借り受け、 その返還を受け、 その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、 その 他 |船舶若しくは漁具を使用する権利を取得する者に、 あらかじめ起業につき知事 船 舶ごとに許可を要す (T) 認可を受けるこ

2 該漁業ごとに、 前 項の認可を受けようとする者は、 様式第四号による申請 船 書を知事に 舶ごとに 提 許可を要する漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、 出しなければならない。 その 他 の漁業にあつて は

3 第八条第二項から第六項までの規定は、 第一 項 \hat{O} 認可 σ 申 - 請について準用する。

第二十二条 知事 は、 起業の 認可 を受けた者が当 |該起 産業の 認可に基づいて許可の申請 をした場合において、 当 |該申 請 0 内 容 が 当 該 起 業 0 認

可を受けた内容と同 一であるときは、 次条第一 項各号の一に該当する場合を除き、 漁業の許可をするものとする。

しないときは、

起業の認可は、

そ

0)

期

間

の満了

0

日

iz

起業の認可を受けた者が認可を受けた日から知事の指定した期間内に許可を申請

その効力を失う。

2

(許可等をしない場合)

第二十三条 知事は、 次の各号の いずれ かに該当する場合は、 漁業の許可又は起業の認可をしてはならない。

一 申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。

その申 請 に係る漁業と同 種 0 漁 業の 許可の不当な集中に至るおそれがあるとき。

三 漁業調整又は水産資源の保護培養上必要があると認めるとき。

2 見 を聴くとともに、 知 事 は、 前 項第一 当該申請 号又は第二号 者に その 0) 規定により許可又は認可をしないこととしようとするときは、 理由を文書をもつて通知し、 公開による意見の聴取を行わなけ あら れ ばならない。 かじめ、 海 区 .漁業調整委員会の 意

3 前 項 0 意見 0 聴取 に 際 して は、 当 該 申 請者又はその代理人は、 当該事案について弁明し、 か つ、 証 拠 を提 出することが できる。

4 知 事 すは、 第 項 第三号 の規定に より 許可又は認可をしないこととしようとするときは、 あら かじ め 海 区 漁業調整委員会の意見を聴くも

のとする。

(平六規則一一八・一部改正)

許可等についての適格性)

第二十四条 漁業に関 漁業 する法令を遵守 0) 許 可 又は起 する精 業 0 認可につい 神を著しく欠く者であること。 て適格性を有する者は、 次の各号の V ずれにも該当しない者とする。

前 号 0 規 定 により 適 格 性を有し ない者が、 どんな名目によるのであつても、 実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあるこ

5

(許可等の定数)

第二十五 及び漁業法第六十六条第 れた漁業以 条 外の 知事 漁業につき、 は、 水産 資 項 源 漁業の に掲げる漁業のうち 0) 保 護 許可又は 培 養又は 6漁業取 起業の 同 認可をする数の最高限度(以下「定数」という。) を定めることが 条第三項の 締りその 他漁業調整上必要が 規定により知事が許可をすることができる . あると認めるときは、 第 船 七条各号に規定する漁業につ 舶 の隻数の最 あ 高 限 度が定めら

- 2 知 事 は、 第一 項 0 定数を定 め る場 %合には、 あ 5 か じめ 海区 漁業調整委員会の意見を聞くものとする。
- 3 は 第一 漁業法第六十六条第三項 項 0) 規定によつて 知 事 0) が 規定により知事が 定めた定数とみなす。 許可をすることができる船舶の隻数の最高限度が定めら れたときは、 当該 隻数の最高限 度
- 4 は、 第 項 0 定 数 前 項 0 規定により知事が定めたとみなされる定数を除く。) を定めたときは、 これ を公示する。
- 5 第 項 及び 前 項 0) 規 定 は、 第 項 0) 規定により定めた定数を変更する場合について準用する。

(平二○規則五八・一部改正)

(許可等の基準)

第二十六条 業ごとに許 定数漁業に係 可又は起業の 認 る 可 許 0) 可 基準 又 は を定め、 起 業の 認 これに従つて許可又は起業の認可をするものとする 可 0) 申 請が定数をこえる場合には、 知事 は、 少なくとも 次 の各号に . 掲げ る事 項 を勘案して漁

- 水産資 源 0 保護 2 培養若 しくは 漁業調整の ため 又は沿岸漁業の経営の改善に資するため当該漁業 ^ 0) 転 換を図ること。
- 二 当該漁業の従事者が、当該漁業の漁業者としてその自立を図ること。

2

が 舶 認可を受けており又は受けてい て、 (第二十一条第三項において準用する場合を含む。) 当該許 ごとに許可を要する漁業に つては、 知 当該申請 事 は、 可又は 当 定 ⋾該許可 をした者のうちに現に当 数 漁業に 起 業 の 0 有効期 認 係る許可 可 に 間 係 あ た者にあ 0 る つては、 又 満了日において当該 船 は 舶 起 該 0 業 ぬ漁業の 0 総 当該許可 つては、 認可 1 数及び 許可又は起業の認可を受けている者(当該漁業の許 0 当 又は 申 該起 の規定により公示した許可又は起業の認可を申請 請をすべて許可又は認可するとすれ ぬ漁業の 馬力数をこえない 起 業の 産業の 認可に係る漁業の 認可に係る船舶と同 許 可又は起業の認可を受けていた者)が ŧ 0) に 許可 0 1 0 てした申請 0) 有効期間 船 ば当 舶 又はその代船 該 漁業の に限る。) 0) 満了日の 可 0 定 当該漁業 すべき期 有効期間 であ があるときは 数をこえることとなる場合に 到 つてその 来の 間 0 この満了日が、第八条第三項 0 ため改めてした申 許 末日以 可 総 0 前 1 有 前である場合に 項 ン数及び馬 効 Ô 期間 規定にかか 起 請 力数 業の お (船

わ 5 ず、 そ 0) 申 請 に 対 L て、 他 0 申 請に 優 先して許可又は起業の 認可をするものとする

- 3 ŧ 次 知 の各号に 事 は、 前 掲げ 項 \mathcal{O} る事項 規 定によ を 勘案 ŋ 許可 Ĺ 文は 7 許 可 起 業の 文 は 起業の 認可をするとすれば定数をこえることとなる場合に 認可 の 基準を定め、 これに従つて許可又は 起業 は 0) 認 前 可 項 をす 0 規 うる も 定に 0) カコ とする か わらず、
- 当該漁業の操業状況
- 二 各申請者が当該漁業に依存する程度
- \equiv 船 舶ごとに 許可 を要する漁業にあつては、 前 項 (T) 規定により許可又は起業の認可をする申請に係る船 舶 0 申 請 者 別 隻数
- 4 知 事 は、 第一 項 又 は 前 項 0) 基 準を定めようとするときは、 海区 |漁業調整委員会の意見を聞 くも のとする

(許可等の特例)

するも

のとする。

可

又は起業の認可を申請したとき。

第二十七条 許可又は起業の認可 知事は、 を受け 定 数漁業 た内容 小のうち に と 同 船 船ごとに許可を要する漁業につい であるときは、 第二十三条第 、ては、 項各号の 次 の各 に該当する場合を除 뭉 0) に 該当する場合 き、 は、 漁 業 そ 0) 許 0 申 可 又 請 は 0) 内 起 . 容が 業 0 認 従 可 前 を 0

- 漁業の許可を受けた者が、 当 該許 可 0 有 :効期間中に当該許可を受けた船舶を当該漁業に使用することを廃 止 Ļ 他 0) 船 舶 に 0 て許
- 間 中に限 漁業の る。) に他の船舶について許可又は起業の認可を申請 許 可 を受け た者が、 当該許可を受け た船 船が 滅失し、 したとき 又は沈没 したため、 滅 失又は 沈 没 0) 日 か 5 六 月 以 内 (当 該 許 可 0 有 効 期
- 第二十八条 を除 Ļ 漁業を営もうとする者 り受け、 き、 カュ 借り受け、 漁業の その申 知事 は、 許 可又は 請 その返還を受け、 定 \mathcal{O} 内容 が、 数 漁業のうち船 起 業の 当該 が 従 認可 前 船 \mathcal{O} 舶 張につい をするものとする。 許 司に その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事 船ごとに許可を要する漁業の許可を受けた者 係る漁業の て 漁業の 許可 許可 又は の 起業の 内容と同一であるときは、 認可を申請 した場合において、 から、 第二十三条第一 由 当 により当該 該 許 可 そ \mathcal{O} 0) 船 有 項各号の 申 舶 効 期 請 を 使用 が 間 次 中 11 す に \mathcal{O} 各号 ず る 許 権 れ 可 'を受 カ 0 利 に 1 を取得し 該当する場合 ず け んかに た 船 舶 該 を 該 譲
- 漁業を営 と共同して当該漁業を営むとき又はその者若し 漁業の む場合その 許 可 を受け 他 た 者 これらに準ずるとき。 が 当 該 ぬ漁業の 経 営の くはその者の当該漁業に従事する者を主たる構成員若しくは 安定又は合理化を図るため、 その経 営組織 を変更し て、 他 \mathcal{O} 社員とする法人として当該 漁 業 者 若 しく は 漁業 従 事者
- \equiv 漁業の許 可 を受けた者 が 当 該 許 可 に に係る船 船の 合計総トン · 数 が :別に定める規模に 達 L な 1 場合 に お V て、 その規 模に 達 するため 他

 \mathcal{O} 船 舶 を あ わ せ使用しようとするとき。

三 に転換を図る必要があると認めら は社員とする法人であるとき。 その許可又は起業の 認可を申請した者が、 れる漁業であつて別に定めるものを営み、 水産資源の保護培養若しくは漁業調整 若しくはこれ のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため緊急 に従事する者又はこれらを主たる構成員若し

兀 当該漁業の従事者が自立して当該漁業を営もうとするとき。

2 れ 知事 を公示する。 は、 前項第二号又は第三号の規定に基づき別に定めようとするときは、 これら 0) 定めを変更しようとするときも、 また同様とする。 海区漁業調整委員会の意見を聞い て定め、 定めたときはこ

(平一三規則七六・一部改正)

(相続又は合併若しくは分割

第二十九条 たときは、 全部を承継させるものに限る。)をしたときは、 当該漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。 漁業の その者)、合併後存続する法人若しくは合併によつて成立した法人又は分割によつて当該権利及び義務の全部を承継した法人 許 可又は起業の認可を受けた者が その相続人 死亡し、 (相続人が二人以上ある場合においてその協議により漁業を営むべき者を定め 解散し、 又は分割 (当該漁業の許 可又は起業の認可に基づく権利及び義務

2 内にその旨を知事に届 前 項の規定により漁業の け 出 なけ 許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、 れ ば ならない。 そのことを証する書面を添えて、 承 継 .. (T) 日 から二月以

(平一三規則七六・一部改正

は、

許 可 等 つの取消

第三十条 知 事 は、 漁業の 許 可又は起業の認可を受けた者が、 第二十四条に規定する適格性を有する者でなくなつたときは、 当該漁業の 許

可又は起業 の認可 を取り 消すものとする。

2 とともに、 知事 は、 当該処分に係る聴 前 項 \mathcal{O} 規定によ る漁業の 聞 0 期 育に 許可又は おける審理を公開により行わなければならない。 起業の 認可の 取消しをしようとするときは、 あ 5 かじめ、 海 区 漁業調整 一委員 (会の意見 を 聴

(平六規則一一八・一部改正)

第三十一 条 知事 は、 漁業の許可を受けた者が、 当該 許可を受けた日から六月間又は引き続き 年間 休業したときは、 当該 許 可 を 取 ŋ

消

す

ことがある。

- 2 て読み替えて準 漁業の許可を受けた者の 項の規定に基づく指 用する同法第六十 示、 責に帰すべき事 同 条第十一 七条第十一 項の規定に基づく命令、 由 項の規定に基づく命令により操業を停止された期 による場合を除き、 次条第一 同法第六十八条第一 項若しくは第四十 項 の規定に基 九条 間 の規 は、 前 定に基づく処分又は漁業法第六十七 づく指示若しくは同条第四 項 0 期間に算入し 項
- 3 前条第二項の規定は、第一項の取消しを行う場合について準用する。
- 4 漁業の 許可を受けた者が、 漁業時 期以上休業しようとするときは、 休業期間を定め、 あ ら か じ \emptyset 知 事 に 届 け 出 な け れば なら
- 漁 業の 許 可 を受けた者 七は、 前 項 0) 休 :業中 . О 漁 一業につき就業しようとするときは、 その旨 を 知事に届 け 出 なけ れ ば なら ない。

(平六規則一一八・平一二規則一二二・平一三規則一一四・一部改正)

5

(漁業調整等のための許可等の変更、取消し又は操業停止等)

第三十二条 知事 は、 水 産 資 源 0) 保護 培 養そ $\bar{\mathcal{O}}$ 他漁 業調整の ため必要があると認めるときは、 漁業 0) 許 可 又は 起 業 0 認 可 に 0 き、 そ (T) 内

を変更し、 制限若しくは条件 を付け、 取 ŋ 消 į 又は操業を停止させることがある。

- 2 漁業の許可を受けた者が、 漁業に 関する法令の 規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したときも、
- 3 前 項 の規 定による処分は、 同 項 0 違 反者に係る漁業の全部の 許可について行うことがある。
- 4 うとするときは、 知 事 は、 第一 項又は第二項の規定による漁業の 聴聞 を行 わ なけ れば なら ない。 許可若しくは起業の認可の内容の変更、 制 限若 しくは条件の付 加又は操業の停止を行お
- 5 第三十条第二項の規 定 は 第 項 文は 第二項 \hat{O} 規 定による処分を行う場合につい て準用する。

(平六規則一一八・一部改正)

(許可等の失効)

第三十三条 認可を受け 漁業の た者 0 許 地 可 文は 位 を 継 起 業の 承する場 認可を受けた者が死亡し、 合を除き、 当該漁業の 又は解散したときは、 許可又は起業の認可は、 第二十九条第一 その効 力を失う。 項 0 規 定に基づき漁業の 許 可 文は 起

- 2 漁業の許可 を受けた者が 当該漁業を廃止したときは、 当該漁業の許可 らは、 その効力を失う。
- 3 船 舶 ごとに 許可を要する漁業 0 許 可 文は 起 業の 認可で、 次の各号の に該当するも のは、 その効力を失う。
- 一 漁業の許可を受けた船舶を当該漁業に使用することを廃止したとき

前

項と同

様とする

漁業の 許 可 又は起 業の認可を受けた船舶が滅失し、 又は沈没したとき。

三 漁業の 許可を受けた船舶を譲渡し、 貸し付け、 返還しその他当該船舶を使用する権利を失つたとき。

第三章 水産資 源 \mathcal{O} 保 護 培養及び 漁業 \mathcal{O} 取締 り等

(有害物 0) 遺 棄 漏 せ 0 0) 禁止

第三十四条 水産 動 植物に有害な物を遺棄し、 又は漏せつしてはならない。

2 知事は、 前 項の規定に違反する者がある場合において、 水産資源の保護培養上害があると認めるときは、 その者に対して除害に必

の設置を命じ、 又は既に設け た除 害設備の変更を命ずることがある。

設備

(昭四七規則五・一 部改正 3

前

項の規定は、

水質汚濁

防 止

法

(昭

和四十五年法律第百三十八号)

の適用を受ける者については、

適

用し

な V)

(禁止期間

第三十五条 次の表 0) 上 欄に掲げ る 水産 動 物 は、 それぞれ同 表の 下欄に掲げ いる期間 は、 これを採捕 L て は なら ない。 ただし、 第 種 共同 漁

	なま	あかい	はまい				あわ	名	業若しくは第三
き	Į. J	がい	らり				び	称	
七月一日から八月三十一日まで	四月一日から十月三十一日まで	七月一日から八月三十一日まで	六月一日から七月三十一日まで	から十月三十一日まで)	権が設定された漁場の区域における素潜りによる採捕にあつては、三月一日から四月三十日まで及び八月一日	び陸岸によつて囲まれた海域のうち第一種共同漁業(あわび漁業を含むものに限る。)を内容とする共同漁業	三月一日から十月三十一日まで(石巻市黒崎突端から正南に引いた線、名取川河口中央から正東に引いた線及	禁业业期間	種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る入漁権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。

き ま た む らさ だ きう に ک + 兀 月一 月 日 日 から翌年一月三十一 から八月三十一日まで 日まで

2 前項の規定に違反して採捕し た水産動物又はその製品は、 所持し、 又は販売してはならな

(昭六三規則三一・平五規則一三・平一七規則八二・平二一規則七五・一部改正)

第三十六条 小型機船底びき網漁業は、 七月一日から八月三十一日までは、これを営んではならな

2 前項の規定にかかわらず、 金華山頂上を通る緯線以南の海域において、 総トン数十トン未満の船舶を使用して行う手繰第一 種漁業及び

その他の小型機船底び き網漁業は、 三月一日から四月三十日までは、これを営んではならない。

(昭四九規則六三・一部改正)

(体長等の制限)

第三十七条 次の表の上 欄に掲げる水産動 物 は、 それぞれ同表の下欄に掲げる大きさのものは、 これを採捕してはならない。ただし、第一

種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る入漁権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。

殻径(とげを除く。)五センチメートル以下	殻径(とげを除く。	りに	きたむらさきうに	きゃ
- ル以下	殻長九センチメートル以下	び	わ	あ
- ル以下	殻長二センチメートル以下	り	さ	あ
トル以下 アル以下	殻長三センチメートル以下	り	まぐ	は
- トル以下	全長二十センチメートル以下	す		ま
- トル以下	全長二十センチメートル以下	け		さ
- トル以下	全長二十センチメートル以下	ぎ	な	う
かかか	大	称		名

2 前 項 0 規定に違反して採 捕 た水 産動 物又はその製品は 所持し、 又は販売してはならな

(昭四九規則六三・平五規則一三・一部改正)

第三十八条 削除

(平二〇規則五八)

(漁具、漁法の制限及び禁止)

第三十九条 次の各号に掲げる漁法により水産動物を採捕してはならない。

- 一 水中に電流を通じてする漁法
- 空釣こぎ漁法 (文鎮こぎ漁法 (方言金棒びき漁法) 及び空釣なわ漁法 (ぼらがら掛けを除く。))

三 火光利用まき網漁法

第四十条 次の表の上欄に掲げる漁具により水産動物を採捕する場合においては、 当該漁具は、 それぞれ同表の下欄に掲げる範囲でなけれ

ばならない。

使用する網の数 四統以下	うちの貝けた網
けたの長さ 一・五メートル以下	手繰第三種漁業に使用する底びき網の
	底びき網漁業に使用する底びき網
ふくろ網の網目 十五センチメートルにつき五節以下	手繰第一種漁業及びその他の小型機船
網目 十五センチメートルにつき十節 以下	建干網、張切網
範囲	名称

(昭四九規則六三・一部改正)

(禁止区域)

第四十一条 き網漁業のうち、 次の表の上欄に掲げる漁業は、 手繰第三種漁業については、 それぞれ同表の下欄に掲げる区域内においては、 第一 種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る入漁権に基 操業してはならない。ただし、小型機船底び

づいてする場合は、この限りでない。

			小 型	三	漁
			機船	枚	業
			底び	網	
			き網	漁	種
			漁業	業	類
工	ウ	イ	ア	次	禁
石巻	本吉	気仙	宮城	の点ア	
市金	郡南三	沼市	県と	点ア、イ、	
華山	陸	唐桑	岩手	ウ	
山頂南	町歌津	町御崎	県との	ウ、エ、	止
東五	停崎突	突端	最大	オ、	
海里	端正	正東	高潮	力、	
の点	東三海	二 海 里	時海岸	キ、ク	区
	里の	主の点	井線に	及 び	
	点		おける	ケのタ	
			る境界	各点を	
			点	順次	域
				に結	
				んだ線	
				かりの	
				海域	

オ 金 華 Щ 山 頂と石巻市 砥 面出しとを結ぶ線上 金華山 Щ 頂 から十海里 0) 点

点キ から石巻市日 和 Ш を結ぶ線と東松島市宮戸 、波島灯台から点オを結ぶ線との交点

阿 .武隈 Ш 河口 中 央から正 東七 海里 \mathcal{O} 点

丰

力

ク 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点から 正 東九 海 里 0) 点

城県と福島県との最大高潮時 海岸線における境界点

平一 七規則八二・平一 七規則一三七・平一八規則一一二・一部改正)

(夜間操業の禁止)

第四十二条 次に掲げる漁業は、 日 没 か 5 日 . (T) 出 Iまで 0 間は、 操業してはならない。

三 潜水器漁業 底びき網漁業

小型機

船底びき網漁業

(平五規則一三・一部改正)

河 口附近における採捕の制限)

第四十三条 次の表の 上欄に掲げ る 河 Ш 0 河 П 附近であつて同 長表の 中 - 欄に掲げる区域にお いては、 それぞれ同 表の下 欄に掲げる期間はさけ

を採捕してはならない。

	1から十二月三十一日まで	九月一日か	河口中央から半径一、〇〇〇メートル以内の海域	追波川河口
	日から十二月三十一日まで	九月一日	河口中央から半径一、〇〇〇メートル以内の海域	水戸辺川河口
	いら十二月三十一日まで	九月一日	河口中央から半径一、〇〇〇メートル以内の海域	折立川河口
	いら十二月三十一日まで	九月一日	河口中央から半径一、〇〇〇メートル以内の海域	水尻川河口
	いら十二月三十一日まで	九月一日	河口中央から半径一、〇〇〇メートル以内の海域	八幡川河口
	いら十二月三十一日まで	九月一日	河口中央から半径一、〇〇〇メートル以内の海域	小泉川河口
			一、〇〇〇メートル以内の海域	
	1から十二月三十一日まで	九月一日か	河口中央から正南四〇〇メートルの点を中心として半径	大川河口
間	止期	禁	禁 止 区 域	名称

阿武隈川河口	名取川河口	高城川河口	鳴瀬川河口	北上川河口	大原川河口
河口中央から半径一、〇〇〇メートル以内の海域	河口中央から半径一、〇〇〇メートル以内の海域	河口中央から半径一、〇〇〇メートル以内の海域	河口中央から半径一、〇〇〇メートル以内の海域	河口中央から半径一、〇〇〇メートル以内の海域	河口中央から半径一、〇〇〇メートル以内の海域
九月一日から十二月三十一日まで	九月一日から十二月三十一日まで	九月一日から十二月三十一日まで	九月一日から十二月三十一日まで	九月一日から十二月三十一日まで	九月一日から十二月三十一日まで

昭 六三規則三一・一部改正

(無許可漁業により採捕したあわび等の 所持又は販売の (禁止)

第四十四条 第七条第一 号又は第二号ヲの規定に違反して採捕したあわび若しくはうに又はそれらの製品は、 所持し、 又は販売してはなら

ない。

(平二〇規則五八・平二二規則三一・一部改正)

(漁場内の岩礁破砕等の 許可)

第四十五条 け れば ならな 漁業権 の設定されて 1 る漁場 一方に おい て岩礁を破砕 Ļ 又は土砂若しくは岩石を採取しようとする者は、 知 事 0 許可を受け

2 前 項の規定により許可を受けようとする者は、 様式第十二号による申請書に、 当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添え、

に提出 L なけ ればならない。

3 知事 は、 第一 項 の規定によ ŋ 許 可 をするにあたり、 制限又は条件を付けることがある。

(昭六三規則三一・一部改正)

第四十六条 削 除

(平二〇規則五八)

、遊漁者等の漁具、 漁法の 制 限

第四十七条 を採捕する場合を除き、 漁業者が漁業を営むためにする場合若しくは漁業従事者が漁業者のために従事してする場合又は 次の各号に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により 水産動植物を採捕してはならない。 試 験 研 究 0) た めに水産動植

竿釣及び手釣

知 事

たも 網 及び又手

 \equiv 投網

兀 やす、 は 具

五. 徒手採: 捕

(平一五規則六・一 部改正)

試 験研究等 0 適 用除 外

第四十八条 ついての制限又は禁止に関する規定は、 この規 則 のうち水産 動 植 物 0 試 種 験研 |類若しくは大きさ又は水産動植 究、 教育実習又は増 養殖 用 0) 物の 種 苗 採 捕 (種卵を含む。) \mathcal{O} 期間若しくは の供給 区 域 又は 自 給を含む。)(以下本条にお 使用する漁具若しくは 漁法に

2 前 項 0) 許可を受けようとする者は、 様式第十三号による申請書を知事に提出 しなけ れ にばなら な

試

験研究等」という。)

0)

ため

0)

水産

動

.植物の採捕について知事の許可を受けた者が行なう当該試験研究等については、

適用しない。

3 知 事 は、 前 項 0) 許可 をしたときは、 様式第十四号による許可 '証を交付する。

4 知 事 すは、 第 項 0 許 可をするにあたり、 制 限又 は条件を付けることがある。

5 第 項 0) 許 可 を受けた者は、 当 該 許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、 その経 過 を 知 事に 報告 しなけ れ ば なら

第 項 0) 許 可 を受けた者 は、 許 可 証 に 記 載された事 ,項に違反して当該試験研究等を行 な つて は な 5 な V)

第 項 \mathcal{O} 許 可を受けた者 が、 許可 証に 記載された事項につき変更しようとする場合は、 知 事 0) 許 可を受け なけ れ ば なら な

8 第一 項 から 第四 項までの規定 は、 前 項 0 場合について準用する。 この場合において、 第三項 中 「交付する」とあるの は、 「書き換えて交

付 する」と読 み替えるものとする。

7

6

9 第十一 条の 規 定 は、 第一 項又は 第七 項 0 規 定により 許可を受けた者に つい て準用 する。

(昭六三規則三一・一部改正)

許 可 船 舶 に対するてい 泊 命令及び検査

期

を行わせるときも、

ま

た同

様とする

第四十九条 る事実があると認める場合に 間 を指定して当 知 事 は、 該 漁業の 漁 業 0 許可 許 おい 可 を受け を受けた者につき、 て、 た者 漁 業取 \bar{O} 使 締り上必要があると認めるときは、 位用に 係る船舶のてい 合理的に判断 して、 泊を命ずることがある。 漁業に関 当該漁業の する法令の規 漁業法第百三十四条第 許 定 可を受けた者に対 又はこれ 5 0) 規 へし、 定に基づく処分に違 てい 項 の規 泊港及び 定による検 て 反 す 泊

- 2 前 項 前 段 0 規 定 によるて V 泊 期 間 は、 兀 + 白 を超えない ものとする。
- 3 知 事 は、 第一 項 前 段 0 規定による処分をしようとするときは、 聴聞を行わなけれ ばなら
- 4 第 項 前 段 0) 規 定による処分に 係る聴聞 0 が期日に おける審理は、 公開により 行 わ な け れ ば な 5 な
- 5 第 項 後段 0) 規定によるてい 泊 期 間 は、 十日を超えない ものとする。

(平六規則一一八・平一五規則六・一 部改正

船 長等の乗組み禁止命 令

第五十条 実があると認める場合に 知事 は、 漁業の おい 許可を受けた者につき、 て、 漁業取 締り 上必要があるときは、 合理的に判 断 して漁業に関する法令の規 当該漁業の許可を受けた者の使用に係る 定 又はこれ 5 の規 船 定に基づく処 舶 0) 船 長、 分に違 船 長 の職務を行 反する事

う者又は操業を指揮する者に 条第三項及び第四 項 0 規 対し当 定 は 前 該漁業に従事する船舶 項 0 場 %合につ *(*) て準用する。 の乗組みを制限し、 又は禁止することがある。

2

前

(平六規則一一八・平一五規則六・一 部改正)

(無許 可 船に対するてい 泊 命令

第五十一 り 上 泊 一必要が 港及びてい 条 知 事 あるときは、 泊 は、 期間を指定して当該船舶の 合理 当 的 に判断 該漁業者又は当 して漁業者が 該 てい泊を命ずることがある。 漁業者の 漁業の 使用に係る船舶 許可を受けないで、 0) 船 当該漁業を営んだ事実があると認める場合において、 長、 船 長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者に対し、 漁業取 7 締

前 項 の規定によるてい 泊 期 間 は、 四十日 を超えないものとする。

2

3 第 兀 + 九条第三項及び 第四 項 0) 規 定は、 第 項 \hat{O} 場合について準用する。

(平六規則一一八・平一五規則六・一 部改正)

無許 可 船 に対する漁具又は漁ろう装置の陸 温揚げ 命 令等

第五十二条 ると認め つぱら当該漁 る船 知 業の 事 舶 は、 に 用 ょ 漁業取 に供されるものと認める漁具又は漁ろう装置その他の設備の陸揚げを命じ、 ŋ 漁業を営 締 り上 む 者 必 又 要があると認めるときは、 は 当 該 船 舶 0) 船長、 船 長 漁業の許可を受けな 0) 職務を行なう者若しくは操業を いで当該漁業に使用し、 又はみずからこれら 指 揮 する者に対 若しくは して、 使用 0) 設 期 備 間 するおそれ 0 を 封 指 定し、 印をする が あ

(停船命令)

ことがある。

第五十三条 漁業監 督 ||
|
|
| は 漁業法 第七 十四四 条第三 一項の 規定による検査又は質問をする必要があるときは、 漁業に 従 事する 船 舶 0 船 長

張の職 務 を行なう者又は操 深業を指 揮する者に対し停船を命ずることがある。

2 前 項 \mathcal{O} 停 船 命令は、 同 項 0) 検 査 又 は質問をする旨を告げ又は表示し、 カゝ つ、 玉 際 海 事 機 関 が 採 択 L た国 際 信 号書 に 規 定 する次に 掲 げ

信号を用いて行うものとする。

- 一 様式第十五号による信号旗Lを掲げる。
- サ イレ 汽笛その 他 0) 音響信号により L 0) 信 号 (短音 回 長音 回 短音二 回 を 約七 秒 の間 隔 を 置 V て 連 従続し
- 三 投 光器 に より L 0 信 号 短 光 回 長光 回 短 光二回) を約七秒の 間隔 を置 V て連 続 L て行 · う。
- 3 前 項において、 「長音」又は 「長光」とは、 約三秒間継続する吹鳴又は投光をい V, 「短音」 又は 短短 光」とは、 約 秒 間 継続する吹

又は投光をいう。

(昭六三規則三一・平一五規則六・一部改正)

(漁場又は漁具の標識の設置に係る届出)

第五十四条 ŋ 当該標識 を建設 漁業法第 Ļ 七 又は設置 十二条の し、 規 定 その に ょ ŋ 旨 漁 を 知 場 事 0 に 標 届 識 け 0 建 出 ロな け 設又は れ 漁川 ばなら 0 標識 ない。 0 設置を命じら れた者は、 遅 滞 なくその命じら れた方法によ

伝識の書換え又は再設置等)

第五十五条 前 条 \mathcal{O} 標 識 0) 記 載事 項に変更を生じ、 若しくは当該標識に記載 した文字が明ら かでなくなったとき、 又は当該標識を亡失し、

若しくはき損したときは、 遅 滞なくこれを書き換え、 又は新たに建設 し、 若しくは設置し なけ ればならない。

(定置漁業等の漁具の標識)

第五十六条 を当該漁具 定置 0 見易 一漁業そ V 場 \mathcal{O} 所 に 他 水 知 面 事 上二メ が 必 要と 1 認 \vdash 8 ル 以 別 £ に 0 定 高さに設置 める漁業を営む 夜間に 者 は 漁具 あ つては電 0) 敷 設 灯そ 中 0 昼 他 間 \mathcal{O} に 照 あ つて 明 に は よる漁具 様 式 第十六号による漁具 0 標識を当該漁具に 0) 設

2 知事は、前項の漁業を定めたときは、公示する。

なけ

れば

なら

な

(昭五一規則一○七・昭六三規則三一・一部改正

はえなわ漁業等の漁具の標識)

第五十七条 次 \mathcal{O} 各 号 に 掲 げ る漁業 に 従事 す Ź 船 舶 0 船長、 船 長 0 職 一務を行う者又は操業を指揮する者 は、 そ 0 操 業中、 幹 な わ 又 は

網

0)

両

端に、 水面上二メート ル以 上の高さのぼんでんをつけ、 幹なわの中間に三百メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合にお

いて夜間においては当該ぼんでんに電灯その他の照明を掲げなければならない。

- はえなわ漁業
- 二 固定式さし網漁業

三 流し網漁業

四 せん (かご・どう・つぼ)

漁業

2 前 項 0 漁具の標識には、 当該漁業を営む者の 氏名又は名称及び住所を記載しなけ ればならな

(昭五一規則一〇七・昭六三規則三一・一部改正

(潜水器漁業の操業旗章)

第五十八条 潜水器漁業を営む 者 は、 その操業中様式第十七号による国際信号旗を船げん上一メート ル以上の高さに掲げなけ れ ばならな

V

(昭四七規則五・昭六三規則三一・一部改正)

(漁獲成績報告書の提出)

第五十九条 漁業の許可を受けた者は、 漁業法第六十六条第一項の規定及び第七条の規定による漁業ごとに、 次の表に掲げる漁獲成績報告

書を同表に定める提出期限までに知事に提出しなければならない。

漁業種類	報告書の種類	提出期限
小型機船底びき網漁業(手繰第三種漁業以外の漁業)	毎月の漁獲成績報告書	翌月の十日まで
いるか突棒漁業	毎月の漁獲成績報告書	翌月の十日まで
中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業(手繰第三種漁業)及び第	当該操業期間の漁獲成績報告書	操業期間の経過後一ヶ月以内
七条に規定する漁業(いるか突棒漁業を除く。)		

2 前項の漁獲成績報告書の様式は、知事が別に定めて公示する。

(平二〇規則五八・一部改正)

第四章 罰則

第六十条 次の各号の一に該当する者は、 六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、 又はこれ を併 科

第十五条、 第三十四条第一 項、 第三十五条から第三十七条、 第三十九条から第四十四条まで、 第四十五条第一 項又は第四十八条第六

の規定に違反した者

第十四条、 第三十二条第一 項、 第 四 十五 条第三項 又は第四十八条第四 項 同 条第八項におい て準用する場合を含む。) 0) 規定により付

けられた制限又は条件に違反した者

三 第三十二条第一項の規定による操業の停止の命令に違反した者

兀 第三十四条第二項、 第四十九条第一 項、 第五十条第一項、 第五十 一条第一項又は第五十二条の規定による命令に

没収することができる。 前 項の場合においては、 ただし、 犯人が 所有し、 犯人が所有していたこれらの物件の全部又は 又は所持する漁獲物、 その 製品、 漁船又は漁具その他 部を没収することができないときは 水産 動 植 物 \mathcal{O} 採 捕 0 用に供 その され 価額を追徴す る物 は

違

反し

た者

ることができる。

2

(昭五八規則三二・平一四規則五・平二○規則五八・平二二規則三一・一部改正)

第六十一 条 第十一条第一 項(第四十八条第九項において準用する場合を含む。)、第十三条第一項若しくは第二項又は第四十七条の規定に

違反した者は、科料に処する。

第六十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、 使用人その他の従業者がその法 人又は人の業務又は財 産に関 L て、 第六十条又は

前 条の違反行為をしたときは、 行為者を罰するほか、 その法人又は人に対し、 各本条の罰 金 刑 又は科料 刑を科 こする。

(平二〇規則一一二・一部改正)

第六十三条 第十一条第三項(第四十八条第九項におい て準用する場合を含む。)、 第十二条、 第十七条、 第十八条、 第二十条第一項若しく

は第二項、 第二十九条第二項、 第三十一 条第四項若 :しくは第五項又は第四十八条第五項の規定に違反した者は 五. 万円以下 0 過料に処す

る。

(平六規則一三〇・一部改正)

附

施行 期 日

1 この規則は、 公布 0 日 から施行 !する。

(宮城県漁業調整規則 等 0) 廃止

2 次に掲げ る規 則 は、 廃 止 一する。

宮城県漁業調整規則 (昭和二十六年宮城県規則第七十五号)

宮 城県小型 機 船 底 び き網漁業調整規則 (昭和二十七年宮城県規則第二十号)

3 とみなす。 中型まき網漁業の あ っつて、 経過措 宮城県漁業調整規則及び宮城県 この規則 置 ただし、 許 施 可に 許 行 可 0 あ 0 際 つては 有 現 効期間は、 に効力を有するもの 昭和四 小 型機船底 この 十二年六月三十日に満了するものとし、 規則の規定にかかわらず、 びき網漁業調整規則 は、 この規則の規定に基づいてすることができるものに限り、 以下 小型機船底びき網漁業及び 「旧規則等」という。) その他 の許可に の規定に あ つて カゝ つ は お又はまぐろの 基づいてした許可その 従 前 0 これに基づいてしたもの 許 可 0) 採捕を目的とする 残 存 期 他の 間とする。 処分で

4 この規則施行 た許可 \mathcal{O} 際、 証とみなす。 現に知事が交付し ている許可証は、 前項ただし書きの規定による許可の 有効期 間 0) 満 了 日 までは、 0) 規則の規定

この 規 則 施 行前にした行為に対する罰則

0

適

用につい

、ては、

なお従前の例による。 本則第二十九条第二項

0) 規

定に

より

L

た届

出

とみなす。

5

規

則等

の規定に基づいてした相続及び合併に係る申請は、

により交付し

6

附 則 昭 和 兀 兀 年規則第二九号

この規則 は、 公布 の日から施行する。

附 則 (昭 和四 七 年規則第五号)

この規則は、 公布の日から施行する。

附 則 昭昭 和 兀 九年規則第六三号

(施行期 日

この規 則 は、 昭 和 兀 + 九 年 -九月一 日 から施行する。

1

(経過 措 置

2 この 規則 施 行 前 に した行為に対する罰則 0 適 用につい 、ては、 なお従前の例による。

附 則 昭 和 五. 年 規則第一 〇七号)

(施行期日)

1 この規則 は、 公 布 \mathcal{O} 日 か ら起算して二月を経過し た日から施行する。

(経過 措置)

2

この規則 の施 行前 にした行為に対する罰則 0 適用につい 、ては、 なお従前の例による。

則 (昭 和 五. 八年 規則第三二号)

附

附 号) この規則

は、

昭

和

Ŧī.

十八年七月一日から施行する。

則 (昭 和 六三年規則第三一

(経過 措置) 1

この規則 (施行期日)

は、

昭

和

六十三年七

月一

日 か

5

施行する。

ただし、

第七条の改正規定は、

昭和六十四年二月一

日

から施行する。

2

この規則の施行前にした行為に対する罰則 0 適用については、 なお従前の例による。

則 平 成二年規則第三〇号)

附

(施行期 日 日

1 この規則 は、 公 布 0) 日 から施行する。

(経過措置

2 こ の 規則 0) 施行前にした行為に対する罰則の 適用については、 なお従前の例による。

附 則 平 成 五. 年規則第一三号)

(施行期日)

1 この 規則 は、 平 成 Ŧī. 年五 月 日 か ら施行する。

経過措置

2 こ の 規 則 の施 行 前 にした行為に対する罰則 0 適 用については、 なお従前の例による。

附 則 (平成六年 規 則第一一八号)

この規 則 は、 平成六年十 月一 日 から施行する。

附 則 平 -成六年 規則 第一 三〇号)

この規則 は、 平 -成六年: 十 月 日 から施行する。

附 則 伞 ·成 一 一 年規 則第 七九号)

この規 則 は、 平 成 + 年 七 月 日 から施行する。

則 平 成一 年規則第一一二号)

附

(施行期 日

1 この 規則 は、 公 布 0) 日 から起算して九十日を経過 L た日から施行する。

則 伞 成一二年規則第一二二号)

附

(施行期日)

1 この規則は、 平 成 十二年四 月 日 か 5 施行する。

(経過

]措置)

2 改正後の第三条の規定は、 この 規 則 0 施 行 日以後になされた申請及び届出から 適 用 Ļ 同 日 前 になされた申請及び届出については、 な

お従 前 \mathcal{O} 例による。

3 こ の 規則 の施 行前 に改 正 前 の第十一条第二項 \hat{O} 規 定により 市 町 村 0) 長が証明 L た許 可 証 の写 L は、 改 正 後 0 第十一条第二項 0 規定によ

知 事 が 証 明し た許 可 証 \mathcal{O} 写しとみなす。

V)

附 則 平 成一三年 規則第七六号)

この 規 則 は、 平成十三年四 月一 日から施行する。

附 則 (平成一三年規 則 第 四 号)

この規 則 は、 平成十三年十月 日から 施行する。

附

則

平

成

兀

年規則第五号)

(施行期 日

この 規 則 は、 平 成 + 四年三月二〇日 から施行する。

1

経 過 措 置

2

く承認を受けて この 規則 0) 施 改正 行 0) 後 際 の第七条第七号に掲げる漁業を営んでいる者については、 現 に 漁業法 昭昭 和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一 平成十四年三月三十一日までの 項 0 規 定による 海 区 漁 業調 間 は 整 **正委員会** 同 条 0 0 規定は 指 示 に . 基 づ 適 用

しない。

附 則 平 成一 五. 年規則第六号)

施 行 期 月

1 この規則 は、 平 成 十五 年 兀 月 日 か 5 施行する。

(経過 措 置

2

この

規則

の施

行

前に

した行為に対する罰則

0

適

用

に つい

、ては、

なお従前

 \mathcal{O}

例による。

則

 $\widehat{\overline{\Psi}}$

七

年

八二号)

この規則 附 は、 平 成一 成 + 七 年 -規則第 兀 月 日 から施行する。

則 平 成一 七 年 規 則 第一三七号)

附

この規 則 は 平 成十 七 年 + 月一 日 から施行する。

附 則 平 成一 八年規則第一一二号)

この規 則 は、 公布 \mathcal{O} 日 から施行する。

附 則 (平成二〇年規則第五八号)

施行 期 日

この規則は、 平 成二十年四 月 日 から 施行 1する。

経過 措 置 1

3

この規則

0)

施

行

前

に

L

た漁業の

許

一可又は

起

業の

認可について、

旧規則第三十八条、

第四十四条及び第四十六条の規定は、

その

有

动期

間

2 よる改 則第七条の規定による漁業の この 規則 正 後 0 \mathcal{O} 宮 施 城 行 県 0) 際、 漁 業 この規則による改正 調整 規 許可に係るものに限る。) であって、 則 以下 新 規則」 前 の宮城県漁業調整規則 という。)によって漁業の許可又は起業の認可されたものとみなす。 現に効力を有するものは、その有効期間の満了の日までは、 (以 下 「旧規則」という。)に基づく漁業の許可又は起業の認可 この 規則に (規

の満了の日まで、 なおその効力を有する。

4

この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

附 則 (平成二〇年規則第一一二号)

この規則は、 公布の日から施行する。

則 (平成二一 年規則第七五号)

附

(経過措置)

この規則は、 平成二一年九月一 日から施行する。

1

(施行期日)

この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、

なお従前の例による。

2

この規則は、

平成二十二年十一月一日から施行する。

附

則

(平成二二年規則第三一号)

- 27 -